

主査によるヒアリングの実施等について

1 概要

特別委員会は、2030年頃に見込まれるネットワークを見据え、電気通信事業分野における競争ルールや消費者保護ルール等について包括的な検証を行うものであり、多角的な観点からの総合的な検討を要する。

審議・検討にあたっては、研究開発、サービスの実装、関連市場の将来動向、消費者を含む社会動態の変化といった様々な点について、グローバルな状況も踏まえつつ、現状を的確に理解する必要がある。

このため、特別委員会での議論に多様な意見を反映する観点から、審議と並行し、主査が主宰し、特別委員会委員の参加を得て、関係者に対するヒアリングを実施する。

2 ヒアリング内容

- ・ 2030年頃を見据えたネットワーク、市場構造の変化についての見通し（ビジョン）
- ・ 上記ビジョンを踏まえた取組状況、政策提言等
- ・ 平成27年改正電気通信事業法を踏まえた取組状況 等

3 ヒアリング対象者（想定）

- ・ 電気通信事業者（固定・モバイル、MVNO等の競争事業者等）
- ・ インターネット関連事業者（インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）、コンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）事業者等）
- ・ プラットフォーム事業者（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）事業者等）
- ・ コンテンツ事業者（インターネット動画配信事業者等）
- ・ ユーザ企業、消費者団体
- ・ 有識者

4 スケジュール

10月中旬以降、中間取りまとめに向けて随時開催（具体的な日程は別途案内する予定）

5 特記事項

- ・ 将来の事業戦略等の機微情報を取り扱うことから、闊達な意見交換の機会を確保する観点から、原則として、非公開で行うこととする。
- ・ ただし、ヒアリングの実施にあたっては、あらかじめ実施日時と対象者を公表するとともに、ヒアリング実施後速やかに、開示可能な資料について総務省ホームページ上で公開することとする。また、ヒアリングの実施状況については、今後開催される特別委員会において概要を報告し、審議・検討の参考に供することとする。なお、ヒアリング実施後、事務局より記者向けブリーフィングを行うこととする。